

管理票報告書の提出に関する留意点

1 提出義務者

提出義務者は、管理票を交付した全ての方です。(二次マニフェスト交付者⇒産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を含む)

- ・産業廃棄物の量の多少に関わらず、管理票を交付した方は報告書の提出が必要です。
- ・電子マニフェストを利用(交付)した場合は「管理票報告書」の提出義務は免除されます。

2 管理票報告書のとりまとめの単位

産業廃棄物の排出事業場ごとに管理票報告書をとりまとめ報告することが原則。

- ・ただし、長野市の区域内に設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ、それらの事業場を管轄している支店、営業所等が管理票報告書を作成することが可能です。[例：建設現場等]

3 提出期限

報告は年1回、毎年6月30日までに提出。

- ・前年度4月1日～3月31日に交付した管理票について取りまとめ、6月30日までに報告します。

[平成26年4月1日～平成27年3月31日に交付した管理票について取りまとめ、平成27年6月30日までに管理票報告書を提出。](26年度分提出の場合)

4 管理票報告書の提出先及び提出部数

長野市内の事業場については、長野市に管理票報告書を提出。

- ・提出先：長野市役所 環境部廃棄物対策課

提出部数は1部。(代表者印等の押印は必要ありません)

- ・なお、控えが必要な場合は2部提出してください。受付後、1部を返却します。郵送の場合には返信用封筒(郵送料分の切手を貼付の上)をご用意願います。

提出方法については、①廃棄物対策課窓口への提出の他、②郵送、③FAX又は④電子メールによる提出が可能。

①廃棄物対策課窓口：長野市役所 第2庁舎3階

②郵送の場合：〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所環境部廃棄物対策課あて

③FAXの場合：026-224-5108 (廃棄物対策課あて)

④電子メールの場合：E-mail haitai@city.nagano.lg.jp

・長野市を除く長野県内の事業場については、長野県(管轄する地方事務所環境課)に提出してください。

5 管理票報告書の様式第3号(以下「様式」という。)と入手方法等法に定める様式を使用してください。

- ・平成22年の法令改正により管理票報告書様式の一部表記が変更されました。(様式中条項記載が法第12条の3第6項から12条の3第7項に変更。)新様式により提出してください。
- ・様式は、長野市役所環境部廃棄物対策課ウェブサイトからダウンロードしてください。当課窓口でも入手いただけます。
- ・提出に当たっては、管理票やその写しの添付は必要ありません。様式のみを提出してください。

6 その他

管理票報告書に関する記載例などの情報は、廃棄物対策課ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/haitai/10890.html>